

登別市日中一時支援事業の事業者指定に係る事務取扱要領

第1 趣旨

登別市日中一時支援事業に係る事業者指定に関する事項については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 日中一時支援事業者

日中一時支援事業を実施する事業者は、短期入所を提供する事業所として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条の規定により都道府県知事の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者、又は都道府県知事が指定する短期入所の指定要件を満たす指定障害福祉サービス事業者であって、日中一時支援事業を行うことが適当であると登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が指定する事業者とする。

第3 事業者の指定申請等

- 1 事業者の指定を受けようとする者は、登別市日中一時支援事業所指定申請書（別記様式第1号）を福祉事務所長に提出するものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとする。

第4 事業者の指定等

- 1 福祉事務所長は、事業者の指定を決定したときは、登別市日中一時支援事業所指定決定通知書（別記様式第2号）により、事業者の指定をしないことと決定したときは、登別市日中一時支援事業所指定却下通知書（別記様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。
- 2 事業者は、第3の規定により申請した内容に変更を生じたとき、又は事業所の指定を廃止しようとするときは、登別市日中一時支援事業所指定変更（廃止）届（別記様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。
- 3 福祉事務所長は、事業者から変更（廃止）届の提出があり、その内容が適当であると認めるときは、登別市日中一時支援事業所指定変更（廃止）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

第5 指定の取消し

- 1 福祉事務所長は、事業者の虚偽申請等の不正行為が認められたときは、事業者の指定を取り消すものとする。
- 2 福祉事務所長は前項の規定により事業者の指定を取り消すときは、登別市日中一時支援事業所指定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月9日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

登別市日中一時支援事業所指定申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する地域生活支援事業の日中一時支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ				
	法人等の名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	
	代表者の緊急連絡先				
指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	事業所の名称				
	事業所(施設所)の所在地	(郵便番号 -) 電話番号			
	事業所の代表者氏名		代表者の緊急連絡先		
	利用者定員				

(添付書類)

※ 指定障害福祉サービス事業所（短期入所）でない事業者の場合

1 施設平面図（日中一時支援事業が行われる広さがわかるもの）

2 従業者の資格証明書の写し

3 事業所の従業者の一覧

4 送迎を行う場合、使用する自動車の車検証、自動車保険証、送迎に係る運転者の免許証

の写し

5 利用者との契約書様式

6 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

7 登記簿謄本全部事項証明書（原本謄写の証明があれば写し可）

※ 指定障害福祉サービス事業所（短期入所）の場合

1 指定障害福祉サービス事業所（短期入所）の指定申請書類一式の写し

2 指定障害福祉サービス事業所（短期入所）の指定通知の写し

別記様式第2号（第4条関係）

登別市日中一時支援事業所指定決定通知書

登 第 号
年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました日中一時支援事業所の指定について、次のとおり決定したので通知します。

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
指定を受けた事業所	事業所の名称	
	事業所(施設所)の所在地	
	指定年月日	
備考		

(厳守事項)

- 1 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を整えること。
- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、研修等の機会を確保すること。
- 3 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存すること。
- 4 事業者は、申請内容に変更を生じたとき、又は事業所の指定を廃止しようとするときは、速やかに届出を行うこと。

別記様式第3号（第4関係）

登別市日中一時支援事業所指定却下通知書

登 第 号
年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった日中一時支援事業所指定申請について、次の理由により指定しないことと決定したので通知します。

指定しない理由

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

登別市

TEL

FAX

別記様式第4号（第4条関係）

登別市日中一時支援事業所指定変更（廃止）届

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

年 月 日付けで指定を受けた日中一時支援事業所を次のとおり変更（廃止）しましたので届け出ます。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
変更（廃止） 年月日	
備 考	

変更事項	変更前	変更後
名称等		
所在地		
その他		

別記様式第5号（第4条関係）

登別市日中一時支援事業所指定変更（廃止）通知書

登 第 号
年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

年 月 日付けで届出のありました日中一時支援事業所の変更（廃止）について、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
変更（廃止） 年月日	
備 考	

変更事項	変更前	変更後
名称等		
所在地		
その他		

別記様式第6号（第5条関係）

登別市日中一時支援事業所指定取消通知書

登 第 号
年 月 日

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者 様

登別市福祉事務所長 印

次の理由により、日中一時支援事業所の指定を取り消したので、通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
所在地	〒
取消年月日	
取消理由	

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として（登別市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

登別市

TEL

FAX